

発明の新規性喪失の例外規定についての  
Q & A 集

平成 2 2 年 3 月

平成 2 6 年 3 月 改訂

特許庁

## Q & A集の利用にあたって

「発明の新規性喪失の例外規定についてのQ & A集」（以下、「Q & A集」といいます）は、「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」（以下、「手引き」といいます）に関する質問や、特許法第30条の発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の手続全般にわたってよくお寄せいただく質問をとりまとめ、それぞれの質問に対する回答を示したものです。

「Q & A集」においては、特許法第30条第1項、第3項及び第4項について、単に「第1項」、「第3項」及び「第4項」ということがあります。

なお、「Q & A集」は平成18年10月に公表された後、平成22年3月に内容を拡充すると共に、「手引き」の項目に合わせてQ & Aを整理するための改訂を行い、平成26年3月にも改訂を行っています。

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続を行なう際には、「手引き」とともに、「Q & A集」も必要に応じて参照してください。

< Q & A集の内容に関する問い合わせ >  
特許庁審査第一部調整課審査基準室  
電話：03-3581-1101 内線3112  
E-mail：[PA2A10@jpo.go.jp](mailto:PA2A10@jpo.go.jp)

## 目次

1. 「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」の利用にあたって
  - Q1-a：平成 18 年 10 月に「手引き」を作成して公表したねらいは何ですか？
  - Q1-b：公表された「手引き」によって、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続きがどのように変わったのですか？
  - Q1-c：「手引き」公表前に認められていた従来からの証明書は、今後も「証明する書面」として認められるのですか？
  - Q1-d：公開者が発明者又は出願人と一部相違している場合に、「手引き」の記載に則って書面 A 及び B を提出すれば、これまで提出が求められていた「両者の関係について納得できる説明をした書面」（宣誓書等）を提出する必要はないのですか？
  - Q1-e：「手引き」通りに手続きを行わなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか？
  - Q1-f：「証明する書面」等の記載内容が「手引き」に沿っているか事前に確認してもらうことは可能でしょうか？
2. 発明の新規性喪失の例外規定（第 30 条）の適用を受けるための手続的要件
  - Q2-a：発明を複数回公開した場合は発明の新規性喪失の例外規定を受けることができますか？
  - Q2-b：一の公開について複数の出願で発明の新規性喪失の例外規定を受けることはできますか？
  - Q2-c：特許を受ける権利を有する者が発明を公開した後に、その公開に基づいて新聞やテレビジョンで報道された場合は、発明の新規性喪失の例外規定を受けることができますか？
  - Q2-d：テレビジョン放送により自ら公知とした発明は、発明の新規性喪失の例外規定を受けることができますか？
  - Q2-e：第 30 条第 4 項で求められている書面の提出がその期限に間に合わない場合、上申書等により提出時期を延長してもらうことはできますか？
  - Q2-f：「証明する書面」はオンライン手続で提出できますか？
- 2.1 「特許を受ける権利を有する者が発明を公開した時から 6 月以内に特許出願すること」
  - Q2.1-a：発明の公開の日は証明できないのですが、公開の月なら証明できる場合は、発明の新規性喪失の例外規定を受けることはできますか？
  - Q2.1-b：発明の新規性を喪失した日（発明を公開した日）とはどのような日ですか？例えば、ある発明についてアイデア商品募集に応募した場合、発明の新規性はその日に喪失してしまうのでしょうか？アイデア商品はまだ発表されていませんが、新規性喪失の例外規定の適用手続を行うべきですか？
- 2.2 「特許出願時に新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする  
旨を記載した書面を提出すること」
  - Q2.2-a：特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を願書の特記事項に記載をしましたが、特記事項の補正により追加は可能でしょうか？
  - Q2.2-b：新規性喪失の例外規定の適用を受ける予定で願書の特記事項にその旨記載しましたが、実は出願時に発明がまだ公開されていなかったことに後で気づきました。特記事項を削除することはできるでしょうか？また、特記事項の記載が削除できな

い場合の不利益はありますか？

2.3 「当該出願の日から 30 日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の

適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること」

Q2.3-a：既に提出済みの「証明する書面」に一部誤りがあることがわかったため、正しい「証明する書面」を提出したいのですが、提出できますか？なお、まだ特許出願の日から 30 日以内です。

Q2.3-b：「証明する書面」を特許出願の日から 30 日経過後に提出したらどのように扱われるのでしょうか？

Q2.3-c：添付する「証明する書面」が複数ある場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【物件名】の欄はどのように記載すればよいのでしょうか？

3. 第 4 項に規定された「証明する書面」について

3.1 「証明する書面」として提出する証明書の概要

Q3.1-a：証明者が法人の場合、証明書に押す印鑑は誰の印鑑とするべきでしょうか？

Q3.1-b：出願人が在外者の場合、「証明する書面」への記名押印に代えて署名（サイン）をしてもよいのでしょうか？

Q3.1-c：「証明する書面」は、記名押印又は署名（サイン）をした原本ではなく、そのコピーの提出でも認められますか？

Q3.1-d：「証明する書面」が複数枚にわたる場合、両面印刷したものを提出しても問題ないのでしょうか？

Q3.1-e：証明書において、公開された発明の発明者、公開時の特許を受ける権利を有する者、特許出願人及び公開者の住所（居所）を記載する場合は、いつの時点の住所（居所）を記載するのですか？

Q3.1-f：「証明する書面」に外国語で記載されているものが含まれる場合には、翻訳文を提出する必要がありますか？

Q3.1-g：書面 A や書面 B 片方のみでは発明の新規性喪失の例外規定の適用が受け入れられないのでしょうか？また、書面 A を先に提出して書面 B を出願の日から 30 日以内に提出することはできるのでしょうか？

Q3.1-h：公開の事実に関して必要な情報が記載された客観的資料が書面 B として揃えば、学会等からの証明書は必要ないのでしょうか？

Q3.1-i：発行日等を第三者が証明する書面の雛形はありますか？

Q3.1-j：「公開者」の中に単なる実験補助者として名を連ねたものが存在する場合、この者の住所を省略することは可能でしょうか？

3.2 書面 A 『公開の事実』欄の記載要領と書面 B の例 - 要件 1、2 -

Q3.2-a：書面 A に記載する『公開の事実』欄の各項目のうち、客観的証拠資料が用意できない項目があるのですが、どう対処すればよいですか？

Q3.2-b：書面 B として、発明内容の詳細を示すための刊行物全文のコピー等も提出した方がよいのでしょうか？

3.2.1 試験を行った場合（第 1 項）

Q3.2.1-a：市場調査のために発明品を試験的に販売した場合、特許法第 30 条第 1 項に規定される「試験」と認められますか？

### 3.2.2 刊行物に発表した場合（第1項）

- Q3.2.2-a：新聞Xに自身の発明についての記事を掲載するよう依頼して実際に掲載された後、特許庁長官の指定する学術団体の研究集会で文書をもって発表した場合は、特許法第30条第1項の規定の適用を受けることができますか？
- Q3.2.2-b：刊行物や学会発行の予稿集について、その発行所に証明書の発行を依頼する際に、出願人本人ではなく代理人が依頼をしたものでも認められますか？
- Q3.2.2-c：公開（特許）公報に掲載された発明は発明の新規性喪失の例外規定を受けることができますか？
- Q3.2.2-d：発明を刊行物に発表したことを証明したいのですが、刊行物中には発行日の記載がなく、刊行物のコピーによって証明することができません。どのように発行日を証明すればよいのでしょうか？
- Q3.2.2-e：刊行物が、当該刊行物の奥付に記載された発行日より前に公衆に頒布されていた場合でも、刊行物の奥付に記載された発行日から6月以内に特許出願を行えば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？
- Q3.2.2-f：発明を刊行物に発表した後、6月以内に米国において特許出願を行ない、発表から6月経過後に当該米国特許出願を基礎とした優先権主張を伴って日本へ特許出願を行なった場合、「6月以内にその者がした特許出願」と認められますか？
- Q3.2.2-g：発明を刊行物に発表した後、公開者名が掲載されなかった場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？
- Q3.2.2-h：新聞に掲載された発明は発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？
- Q3.2.2-i：自社製品についてカタログやパンフレットを不特定の者に頒布した場合は、発明の新規性喪失の例外規定を受けることができますか？
- Q3.2.2-j：発明協会発行の公開技報に発明を発表したのですが、「刊行物に発表」したものと認められますか？
- Q3.2.2-k：X X雑誌社、Y Y雑誌社に別々に発明が記載された原稿を渡した後、それぞれの原稿が雑誌X、雑誌Yに掲載された場合には、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？
- Q3.2.2-l：予稿集で発明の一部を公開後、学会発表では内容を追加して発明を公開したのですが、最先の公開である予稿集での公開についてだけ手続を行えば十分ですか？
- Q3.2.2-m：論文を投稿したらその時点で新規性は喪失するのですか？まだ論文が掲載される雑誌は発行されていませんが、発明の新規性喪失の例外規定を受けた方が良いでしょうか？
- Q3.2.2-n：ある発明について特許出願を考えていたのですが、発明を公開した刊行物の奥付に記載されている発行日から6月が経過してしまいました。しかしながら、発行所に確認したところ、実際に刊行物が発行された日は、奥付に記載されている発行日より後だったとのこと。現在、実際の発行日からであれば6月以内なのですが、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられるのでしょうか？

### 3.2.3 電気通信回線を通じて発表した場合（第1項）

- Q3.2.3-a：自社のホームページに発明を公開したのですが、この場合、公開した情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書とは誰の証明書を取得すればよいのでしょうか？
- Q3.2.3-b：電気通信回線を通じて発明を発表し、その後に刊行物に同内容の発明を発表した場合であって、両発表が「密接不可分」の関係にある場合には、後の発表であ

る刊行物についての証明のみで十分ですか？

[Q3.2.3-c](#)：電気通信回線を通じて発表とはどのような場合をいうのでしょうか？予稿集がインターネットで予稿集が発表されたことは、「電気通信回線を通じて発表」に該当するのでしょうか？

[Q3.2.3-d](#)：公開者とは、ホームページ掲載作業を行った者ですか？

[Q3.2.3-e](#)：ホームページに掲載される学術論文に発明を公開しましたが、論文全文には雑誌の会員しかアクセスできません。そのような場合、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けなくとも問題ないでしょうか？

### 3.2.4 特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において

文書をもって発表した場合（第1項）

[Q3.2.4-a](#)：特許庁長官の指定を受けた学術団体によって研究集会（学会）が開催されるに当たり、発明が記載された予稿集が学会発表に先立って発行され、その後に、学会において文書をもって発表した場合には、どのような証明書が必要ですか？

[Q3.2.4-b](#)：研究集会での論文発表の後に、論文を図書館で閲覧公開することが学内で義務付けられている場合、図書館で閲覧公開したことについても「証明する書面」による証明が必要ですか？

[Q3.2.4-c](#)：特許庁長官が指定していない学術団体が発行する予稿集に発明が掲載され、その後にその学術団体が開催する学会で発表した場合、発明の新規性喪失の例外規定の適用が受けられますか？

[Q3.2.4-d](#)：指定学術団体の研究集会において文書をもって発明を発表し、発表後に発表内容を知らない第三者が発表発明と同じ内容を特許出願し、その後に発表者が遅れて特許出願した場合でも、特許法第30条第1項の適用を受ければ、発表者の出願は第三者の出願により拒絶されることはないのですか？

[Q3.2.4-e](#)：指定学術団体の研究集会において文書をもって発表した後、発表した発明について外国に特許出願した場合でも、外国で特許を取得できますか？

[Q3.2.4-f](#)：大学の学科、学部又は大学院等で行なわれた学士論文・修士論文・博士論文の発表会において発明を発表した場合は、当該大学が特許庁長官の指定を受けた学術団体であれば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

[Q3.2.4-g](#)：学術団体や博覧会が特許庁長官の指定を受けるためには、どのような手続が必要ですか？

[Q3.2.4-h](#)：指定学術団体が開催する研究集会にて発表した発明をさらに改良した発明について、特許を受ける権利を有する者が、当該発表の日から6月以内に特許法第30条の規定の適用を申請して特許出願を行なった場合、発表した発明を引用例として進歩性が否定されることはありますか？

[Q3.2.4-i](#)：特許庁長官の指定を受けている学術団体や博覧会を知りたいのですが、どうすればわかりますか？

[Q3.2.4-j](#)：特許庁長官が指定する学術団体の指定の効力はいつの時点から発生しますか？

[Q3.2.4-k](#)：学術団体が開催する研究集会で発表した後に、当該学術団体が特許庁長官の指定を受けた場合、発明の新規性喪失の例外規定の適用が受けられますか？

[Q3.2.4-l](#)：大学が特許庁長官の指定を受けた学術団体である場合、大学の構内で行なわれたシンポジウムは特許法第30条第1項に規定の「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会」に該当しますか？

[Q3.2.4-m](#)：研究集会の開催者による証明を受ける必要がある場合に、当該研究集会が二以上の者による共催となっているときには、その共催者全員による証明書を必要と

するのでしょうか？

[Q3.2.4-n](#)：特許庁長官の指定を受けている大学による証明を受ける必要がある場合に、大学の代表者（学長、総長等）による証明書に代えて、学部長による証明書でも認められますか？

[Q3.2.4-o](#)：特許庁長官の指定を受けた大学が開催する研究集会において、発明の内容を展示により公開し（実験機の公開など）、展示品の内容について文書をもって発表した場合には、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

[Q3.2.4-p](#)：大学が開催するオープンキャンパスや学園祭は特許法第30条第1項に規定される「研究集会」に該当するのですか？

[Q3.2.4-q](#)：学術団体から送付された電子メールは、「第三者による証明書」として認められますか？

[Q3.2.4-r](#)：異なる学会での発表であっても、一定範囲の同時期に開催されたものであって、かつ、その発表内容が同一のものについては、最先の公開について書面を提出すれば、「密接不可分」として他の公開については提出を省略できますか？

[Q3.2.4-s](#)：公開者が指定学術団体のメンバーでなければならないのでしょうか？

[Q3.2.4-t](#)：ある学会が特許庁長官の指定を受けた学術団体なのですが、その学会の分会や分科会主催（共催）の研究集会での発明の発表についても、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

[Q3.2.4-u](#)：一つの学会や博覧会の開催が数日にわたる場合、「証明する書面」の公開日はどのように記載すればよいのでしょうか？

### 3.2.5 政府等が開設する博覧会、政府等以外の者が開設する博覧会であって

特許庁長官が指定するもの、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であって特許庁長官が指定するものに出品した場合（第3項）

（Q & Aはありません）

### 3.3 書面A『特許を受ける権利の承継の事実』欄の記載要領 ー要件3ー

[Q3.3-a](#)：公開時と出願時において姓が変わっている場合、問題ないのでしょうか？

#### 3.3.1 特許を受ける権利の承継について（⑤）の記載要領

[Q3.3.1-a](#)：職務発明であって、発明者が従業員である会社が出願人である場合も、特許を受ける権利の承継の事実を記載する必要がありますか？

[Q3.3.1-b](#)：手引きの【例1】～【例4】のように記載できないのですが、これらのように記載しなければ新規性喪失の例外規定の適用は認められないのでしょうか？

#### 3.3.2 特許を受ける権利を有する者と公開者の関係について（⑥）の記載要領

[Q3.3.2-a](#)：「単なる実験協力者」のように、手引きの例の通りの関係ではないのですが、どのような関係であれば認められるのでしょうか？

[Q3.3.2-b](#)：ある機関から依頼された研究の結果を特許出願しようと考えております。研究結果を当該機関に提出した後、当該機関名で報告書が公開されるのですが、このような報告書での公開について、新規性喪失の例外規定の適用は認められるのでしょうか？

#### 4. その他の留意事項

##### 4.1 「証明する書面」が外国語で書かれている場合

Q4.1-a：翻訳文の提出期限はあるのですか？

##### 4.2 発明が意に反して第 29 条第 1 項各号の一に

該当する発明に至った場合（第 30 条第 2 項）

Q4.2-a：意に反して公知にされたという事情を出願前に知っていますが、第 30 条第 2 項の適用を受けるためには、第 30 条適用にあたって何ら手続をすることなく出願しても問題ないでしょうか？

##### 4.3 優先権主張を伴う出願の場合

Q4.3-a：国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願が第 30 条の規定の適用を受けているとき、当該国内優先権主張を伴う出願は、新規性を喪失した時点から 6 月以内でなくとも、先の出願から 1 年以内に特許出願すれば新規性喪失の例外規定の適用を受けることができるのでしょうか？

Q4.3-b：国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願で第 1 項又は第 3 項の規定の適用を申請していたとき、この国内優先権主張を伴う後の出願の発明者が先の出願の発明者より増えていても、先の出願で提出した「証明する書面」を援用することができるのでしょうか？

Q4.3-c：国内優先権の主張を伴う後の出願をする場合において、先の出願時に第 30 条第 4 項の手続をしていないにもかかわらず、後の出願時に第 30 条第 4 項の手続をしたときはどのように扱われるのでしょうか？

##### 4.4 分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願の場合

（Q & Aはありません）

##### 4.5 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の場合

Q4.5-a：新規性喪失の日から 6 月以内に、新規性喪失の例外規定の適用を申請して日本の出願（出願 A）を行いました。その後、出願 A を優先基礎として PCT 出願（出願 B）を行い、出願 B を日本に国内移行しました。指定国としての日本において出願 B について新規性喪失の例外の適用はありますか？

Q4.5-b：国際段階において「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」を行っておらず、その後、日本に国内移行しました。そのような場合、新規性喪失の例外規定の適用は受けられないのでしょうか？

##### 4.6 実用新案登録出願における考案の新規性喪失の例外規定

（Q & Aはありません）

##### 4.7 第 4 項に規定された「証明する書面」の考え方

Q4.7-a：発明を刊行物に発表したため、その後の特許出願の手続において新規性の喪失の例外規定の適用を受けるために、「証明する書面」として刊行物のコピーのみを提出しました。しかしながら、出願日から 30 日経過後に、公開者が発明者や出願人と一部相違していることに気づきました。このような場合、「手引き」に記載されている書面 A を提出して「特許を受ける権利を有する者と公開者との関係」等を説明すれば、発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

## 1. 「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」の利用にあたって

### Q1-a：(平成18年10月公表時Q&AのQ1)

平成18年10月に「手引き」を作成して公表したねらいは何ですか？

A1-a：

第7回産業構造審議会知的財産政策部会（平成18年2月15日開催）において、「特許制度の在り方について」の報告書の取りまとめが行われ、「新規性喪失の例外規定の適用を受けるために提出を求めている証明書のうち、出願人側の負担が大きいものについては、所定の証明力が維持される範囲で、できるかぎり簡素化することが適当である」旨の報告がなされました。

また、発明の新規性喪失の例外規定の制度を利用するにあたって、従来、申請の際に必要なとされる手続や書面などを説明した参考情報が、特許庁ホームページの中で分散して掲載されていたため、出願人にとって不便であったといえます。

平成18年10月に「手引き」を公表したねらいは、従来まで出願人にとって手続上の負担が大きかった証明書類について、所定の証明力を維持する範囲内で簡素化するとともに、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続を行なう際に必要となる情報を一元化することにあります。

なお、発明の新規性喪失の例外規定についての適用要件は、「手引き」公表前後で変わっておりません。

### Q1-b：(平成18年10月公表時Q&AのQ2)

平成18年10月に公表された「手引き」によって、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続きがどのように変わったのですか？

A1-b：

従来まで出願人にとって手続上の負担が大きいとされていた点について、主に以下のような変更がなされました。

①公開の事実について、一定の書式に則った出願人による証明書（以下は「手引き」と同じく書面Aといいます）及び客観的証拠資料等（以下は「手引き」と同じく書面Bといいます）を「証明する書面」として提出できることとしました。

これにより、従来まで必要であった研究集会や博覧会の開催者による証明書を提出する必要がなくなりました。

②発明者、公開者及び出願人の関係について、一定の書式に則った出願人による書面Aを「証明する書面」として提出できることとしました。

これにより、従来まで「納得できる説明をした書面」として必要であった関係者全員による宣誓書を提出することや、譲渡人と譲受人との間で作成された特許を受ける権利についての権利譲渡書を提出する必要がなくなりました。

③刊行物への発表等によって公開した発明について、その発明内容全部が記載された書面を「証明する書面」として提出することを不要とし、これに伴って、当該刊行物が外国語で記載されている場合の翻訳が必要な範囲も大幅に少なくなりました。

**Q1-c : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 3)**

**「手引き」公表前に認められていた従来からの証明書は、今後も「証明する書面」として認められるのですか？**

A1-c :

認められます。

発明の新規性喪失の例外規定の適用要件は「手引き」公表前後で変わっておらず、出願人の便宜を考慮して、所定の証明力が維持される範囲内での簡素な証明方法を追加するものです。したがって、「手引き」公表前において認められていた証明書は、「手引き」公表後であっても認められます（注）。

ただし、手続上の明確性や簡便性の点で、「手引き」に沿って書面 A 及び B を用いた手続を行なうことをお勧めします。

(注) 「手引き」公表前から認められていた証明する書面の例

(1) 公開の事実について証明する書面の例

- ・試験を行った場合は、立会人による証明書が挙げられます。
- ・刊行物による発表を行なった場合は、刊行物の奥付ページ及び該当する発明内容を掲載したページのコピーが挙げられます。
- ・電気通信回線を通じて発表を行なった場合は、発明が掲載されたホームページのプリントアウト及びホームページへの掲載、保全等に権限又は責任を有する者による公開の事実についての証明書が挙げられます。
- ・研究集会で文書をもって発表した場合は、研究集会の開催者（学術団体の長又はその権限委譲者）による公開の事実についての証明書が挙げられます。
- ・博覧会に出品した場合は、博覧会の開催者等による公開事実の証明書が挙げられます。

(2) 特許を受ける権利の承継の事実について証明する書面の例

- ・発明者から出願人に至るまでの権利譲渡ごとに作成された一連の権利譲渡証書や特許を受ける権利を有する者が実際の公開者に対して公開依頼した旨の宣誓書。

**Q1-d : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 4)**

**公開者が発明者又は出願人と一部相違している場合に、「手引き」の記載に則って書面 A 及び B を提出すれば、これまで提出が求められていた「両者の関係について納得できる説明をした書面」（宣誓書等）を提出する必要はないのですか？**

A1-d :

必要ありません。

平成 18 年 10 月の手続簡素化は、「両者の関係について納得できる説明をした書面」（宣誓書等）を提出するという出願人の負担についても簡素化するねらいがあります。したがって、「手引き」の記載に則って書面 A が提出されれば、公開者、発明者及び出願人の関係によらず、「両者の関係について納得できる説明をした書面」（宣誓書等）を提出する必要はありません。

**Q1-e :**

**「手引き」通りに手続きを行わなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか？**

A1-e :

特許法第 30 条に規定される手続的要件（「手引き」2. 参照）が満たされない場合又は「発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすこと」の証明が十分になされない場合、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができません。そのような場合、実体審査において、発明の新規性喪失の例外規定の適用を認めずに審査が進められることとなります。

また、「手引き」で記載を求めている事項のうち、一部の事項が証明書で記載されていなくても、審査官が証明書全体を総合的に判断した結果、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことが証明されたと判断されれば、適用が認められる可能性はあります。しかし、どの事項ならばなくてもよい、ということは一律に定まるものではなく、事案次第となりますので、手引きに沿って証明書を作成されることをお勧めします。

なお、「手引き」4.7 に記載されるように、「証明する書面」については、その内容、形式いずれも法定されていませんので、「手引き」記載の例以外であっても、一定の証明力を有する範囲内で種々の内容、形式の証明書を提出することができます。

**Q1-f :**

**「証明する書面」等の記載内容が「手引き」に沿っているか事前に確認してもらうことは可能でしょうか？**

A1-f :

発明の新規性喪失の例外規定の適用要件を満たすか否かの実体的判断は、審査官による実体審査において、提出された証明書の記載内容等を踏まえて総合的に行われるものです。

「証明する書面」等の記載内容が「手引き」に沿っているかといった、審査官の判断と同等の判断を事前に行うことはできません。

## 2. 発明の新規性喪失の例外規定（第 30 条）の適用を受けるための手続的要件

### Q2-a : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 5)

**発明を複数回公開した場合は発明の新規性喪失の例外規定を受けることができますか？**

A2-a :

受けることができます。

複数回の公開がなされた場合であっても、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象である公開については、それぞれ特許法第 30 条第 4 項に規定された証明がなされれば、適用を受けることができます。一方、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象でない公開については受けることはできません。

また、一の公開と密接不可分の関係にある他の公開については、両者とも発明の新規性喪失の例外規定の適用対象の公開である限りにおいて、最先の一の公開について「証明する書面」を提出すれば、他の公開については、「証明する書面」の提出を省略することができます。ここでいう「密接不可分」とは、例えば次に掲げる関係を指します。

- ・ 数日にわたらざるを得ない試験
- ・ 試験とその当日配布される説明書
- ・ 刊行物の初版と再版
- ・ 予稿集と学会発表
- ・ 学会発表とその後それに基づいて発行される講演要旨集
- ・ 同一学会の巡回的講演
- ・ 博覧会出品と博覧会の出品カタログ
- ・ 出版社ホームページ上での論文の先行発表とその後発行された論文雑誌での同一論文の発表
- ・ 大学が開催する卒業研究発表会での論文に基づく発表と卒業論文の図書館への配架

(留意事項)

博覧会出品と出品カタログについては、博覧会出品が特許法第 30 条第 3 項の規定、カタログが刊行物として特許法第 30 条第 1 項の規定の適用をそれぞれ受ける必要があります。「証明する書面」については最先の公開についてのみ提出されれば、他方は省略可能ですが、願書の【特記事項】の欄は、それぞれの発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載する（「特許法第 30 条第 1 項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載し、次に行を改めて「特許法第 30 条第 3 項の規定の適用を受けようとする特許出願」と続けて記載する（「手引き」2.2 参照））必要があることに留意してください。

### Q2-b : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 9)

**一の公開について複数の出願で発明の新規性喪失の例外規定を受けることはできますか？**

A2-b :

受けることができます。

一の公開について、複数の発明の新規性喪失の例外規定の適用申請の出願を行うことができます。その際、「証明する書面」の内容が同一であるときは、一の手続について提出すれば、他の手続においてその旨を申し出ることにより、当該「証明する書面」の援用が認められ提出を省略できます。これは、同時に複数の特許出願を行なう場合でも、複数の日に渡って複数の特許出願を行なう場合でも認められます(特施規第10条第1項及び第2項、様式第4の備考4参照)。

他の手続において「証明する書面」の援用をする場合の様式第34の記載例

|  |   |
|--|---|
| <p>【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書<br/>【提出日】 平成〇年〇月〇日<br/>【あて先】 特許庁長官殿<br/>【事件の表示】<br/>【出願番号】・・・・・・・・<br/>【提出者】<br/>【識別番号】・・・・・・・・<br/>【住所又は居所】・・・・・・・・<br/>【氏名又は名称】・・・・・・・・<br/>【代理人】<br/>【識別番号】・・・・・・・・<br/>【住所又は居所】・・・・・・・・<br/>【氏名又は名称】・・・・・・・・<br/>【刊行物等】・・・・・・・・<br/>【提出物件の目録】<br/>【物件名】 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1<br/>【援用の表示】 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇<br/>【物件名】 研究集会の発表プログラムのコピー<br/>【援用の表示】 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇</p> | <p>様式第4の【備考】4(抜粋)<br/>第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日)を記載する。(以下省略)</p> |
|--|---|

Q2-c : (平成18年10月公表時Q&AのQ11)

**特許を受ける権利を有する者が発明を公開した後に、その公開に基づいて新聞やテレビジョンで報道された場合は、発明の新規性喪失の例外規定を受けることができますか？**

A2-c :

最初の公開が発明の新規性喪失の例外規定を受けることができるものであれば受けることができます。

特許法第30条第1項から第3項に規定された公開行為により新規性を喪失した後、出願するまでの間に、その公開に基づいて第三者が、特許を受ける権利を有する者の意思によっては律し切れない二次的な公開を行った場合は、当該二次的な公開によっては特許法第29条第1項各号の一に該当するに至らなかったものとして取扱います。

二次的な公開とは、例えば、指定学術団体が開催する学会において特許を受ける権利を

有する者が発表を行った後、その発表が新聞やニュースで取り上げられた場合が挙げられます。

**Q2-d : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 1 2)**

**テレビジョン放送により自ら公知とした発明は、発明の新規性喪失の例外規定を受けることができますか？**

A2-d :

受けることができません。

特許を受ける権利を有する者がテレビジョン放送を通じて発明を公開した場合、特許法第 30 条第 1 項から第 3 項に規定されるいずれの公開にも該当しません。

**Q2-e :**

**第 30 条第 4 項で求められている書面の提出がその期限に間に合わない場合、上申書等により提出時期を延長してもらうことはできますか？**

A2-e :

特許法第 30 条第 4 項の規定により提出すべき書面の提出時期は法定されているものであり、その提出時期の延長は認められません。

**Q2-f :**

**「証明する書面」はオンライン手続で提出できますか？**

A2-f :

「証明する書面」は書面で提出する必要があります。「新規性の喪失の例外証明書提出書」に「証明する書面」を添付して、書面にて提出してください。

**2.1 「特許を受ける権利を有する者が発明を公開した日から 6 月以内に特許出願すること」**

**Q2.1-a : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 1 0)**

**発明の公開の日は証明できないのですが、公開の月なら証明できる場合は、発明の新規性喪失の例外規定を受けることはできますか？**

A2.1-a :

受けることができます。

ただしその場合、公開の日はその公開月の初日と推定されますので、当該公開月の初日から 6 月以内に特許出願を行ってください。

**Q2.1-b :**

**発明の新規性を喪失した日（発明を公開した日）とはどのような日ですか？例えば、ある発明についてアイデア商品募集に応募した場合、発明の新規性はその日に喪失してしまうのでしょうか？アイデア商品はまだ発表されていませんが、新規性喪失の例外規定の適用手続を行うべきですか？**

A2.1-b :

発明が第29条第1項各号に該当するに至った日が、発明の新規性を喪失した日となります。すなわち、特許出願前に発明が公然と知られたり、発明が記載された刊行物が頒布されたりすれば、発明が新規なものではなくなりますので、その日が「発明の新規性を喪失した日」ということとなります。一般的に、アイデア商品募集に応募した時点では、受け付けられても不特定人が見られる状態に置かれるものではありませんので、通常は、当該応募により発明が公然知られたものとは認められず、発明の新規性喪失の例外規定を受ける必要はありません。

第29条第1項各号についての詳細は、特許・実用新案審査基準第2部第2章 新規性・進歩性の「1. 新規性」をご参照ください。

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/tjki\\_jun\\_ii-2.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/tjki_jun_ii-2.pdf)

## 2.2 「特許出願時に新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること」

**Q2.2-a :**

**特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を願書の特記事項に記載をしましたが、特記事項の補正により追加は可能でしょうか？**

A2.2-a :

願書の特記事項の補正により、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載を追加することはできません。発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を特許出願と同時に提出することは第30条第4項に定められています。

また、オンライン手続で特許出願を行う場合は、必ず特許出願の願書にその旨を記録して行わなければなりません（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第12条）。

**Q2.2-b :**

新規性喪失の例外規定の適用を受ける予定で願書の特記事項にその旨記載しましたが、実は出願時に発明がまだ公開されていなかったことに後で気づきました。特記事項を削除することはできるでしょうか？また、特記事項の記載が削除できない場合の不利益はありますか？

A2.2-b :

願書の特記事項の記載は削除することもできませんが、当該記載が削除できないことによる不利益は通常はないと考えられます。特記事項に新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載があったとしても、特許出願の日から 30 日以内に「証明する書面」を提出しなければ、公開公報等にはその旨は掲載されません。

2.3 「当該出願の日から 30 日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること」

**Q2.3-a :**

既に提出済みの「証明する書面」に一部誤りがあることがわかったため、正しい「証明する書面」を提出したいのですが、提出できますか？なお、まだ特許出願の日から 30 日以内です。

A2.3-a :

特許出願の日から 30 日以内であれば、「新規性喪失の例外証明書提出書」に正しい「証明する書面」を添付して再度提出してください。

**Q2.3-b :**

「証明する書面」を特許出願の日から 30 日経過後に提出したらどのように扱われるのでしょうか？

A2.3-b :

特許法第 30 条第 4 項に法定される手続的要件を満たさないこととなりますので、「証明する書面」を添付した「新規性喪失の例外証明書提出書」の提出手続が却下されることとなります。

**Q2.3-c :**

添付する「証明する書面」が複数ある場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【物件名】の欄はどのように記載すればよいのでしょうか？

A2.3-c :

例えば、3 通の「証明する書面」を添付するのであれば、

「【物件名】発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 3」と記載してください。

### 3. 第4項に規定された「証明する書面」について

#### 3.1 「証明する書面」として提出する証明書の概要

##### Q3.1-a : (平成18年10月公表時Q&AのQ13)

証明者が法人の場合、証明書に押す印鑑は誰の印鑑とするべきでしょうか？

A3.1-a :

法人印又は法人を代表する者の印としてください。

例えば学会であれば学会長、会社であれば代表取締役のように、その法人を代表する権限を持っている者としてください。

##### Q3.1-b :

出願人が在外者の場合、「証明する書面」への記名押印に代えて署名（サイン）をしてもよいでしょうか？

A3.1-b :

署名（サイン）でも問題ありません。出願人が国内居住者の場合も同様です。

##### Q3.1-c :

「証明する書面」は、記名押印又は署名（サイン）をした原本ではなく、そのコピーの提出でも認められますか？

A3.1-c :

認められません。

##### Q3.1-d :

「証明する書面」が複数枚にわたる場合、両面印刷したものを提出しても問題ないでしょうか？

A3.1-d :

問題ありません。両面印刷したものに記名押印又は署名（サイン）をしてください。

##### Q3.1-e : (平成18年10月公表時Q&AのQ14)

証明書において、公開された発明の発明者、公開時の特許を受ける権利を有する者、特許出願人及び公開者の住所（居所）を記載する場合は、いつの時点の住所（居所）を記載するのですか？

A3.1-e :

証明書では本人を特定できることが必要ですので、証明書作成時の住所又は居所を記載してください。

**Q3.1-f : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 1 5)**

**「証明する書面」に外国語で記載されているものが含まれる場合には、翻訳文を提出する必要がありますか？**

A3.1-f :

「証明する書面」に外国語で記載されたものが含まれる場合には、その書面の中で証明が必要な事項について翻訳した翻訳文も、出願日から 30 日以内に、様式第 34 の新規性の喪失の例外証明書提出書に添付して提出する「証明する書面」とともに提出してください。

**Q3.1-g :**

**書面 A や書面 B 片方のみでは発明の新規性喪失の例外規定の適用が受け入れられないのでしょうか？また、書面 A を先に提出して書面 B を出願の日から 30 日以降に提出することはできるのでしょうか？**

A3.1-g :

「手引き」の要件 1～3 が証明されたか否かについては、手引きに則った書面 A と書面 B の両方が揃うことによって証明されたと認められます。

特に、書面 A は「出願人による証明書」であり、そのみでは「証明する書面」としては不十分です。そして、出願の日から 30 日以降に書面 B を上申書に添付して提出しても「証明する書面」としては扱われませんので、それにより要件 1～3 が証明されたことにはなりません ([Q2.3-a](#), [Q2.3-b](#) も参照)。

書面 B のような客観的資料等のみで十分な証明と判断できるケースもあるかもしれませんが、確実に証明されたと認められるように両方の証明書を提出することをお勧めします。

**Q3.1-h :**

**公開の事実に関して必要な情報が記載された客観的資料が書面 B として揃えば、学会等からの証明書は必要ないのでしょうか？**

A3.1-h :

「手引き」3.2 の各項の「(2) 書面 B の例」で言及される事項が記載された客観的証拠資料 (各事項が同一頁に記載されている必要はありません。) が提出されれば、学会等の第三者による証明書は不要です。

**Q3.1-i :**

**発行日等を第三者が証明する書面の雛形はありますか？**

A3.1-i :

第三者が証明する書面についてもその内容や形式は法定されていませんが、[Q3.2.3-a](#)を参考にしてください。

なお、第三者が法人の場合の印については、[Q3.1-a](#)をご参照ください。

**Q3.1-j :**

**「公開者」の中に単なる実験補助者として名を連ねたものが存在する場合、この者の住所を省略することは可能でしょうか？**

A3.1-j :

単なる実験補助者であっても「公開者」である以上、本人を特定できるよう住所（居所）を記載してください。

### 3.2 書面A『公開の事実』欄の記載要領と書面Bの例 ー要件1、2ー

**Q3.2-a :**

**書面Aに記載する『公開の事実』欄の各項目のうち、客観的証拠資料が用意できない項目があるのですが、どう対処すればよいですか？**

A3.2-a :

第三者による証明書により、足りない項目の証明を補うようにしてください。

例えば、刊行物に発表した場合で、刊行物の奥付等に発行日が記載されていない場合や、刊行物の奥付等実際の発行日とは異なる日が記載されている場合（[Q3.2.2-n](#)参照）、発行所等に当該刊行物の発行日を証明する書類を作成してもらい、それを提出してください。

なお、第三者による証明書の内容や形式については[Q3.1-i](#)をご参照ください。

**Q3.2-b :**

**書面Bとして、発明内容の詳細を示すための刊行物全文のコピー等も提出した方が良いでしょうか？**

A3.2-b :

公開の事実を特定するために必要な事項を示した証明書が提出されれば、刊行物全文のコピー等は必ずしも提出する必要はありません。しかしながら、発明の理解に一層役立つこともありますので、そのような資料を提出することは問題ありません。

### 3.2.1 試験を行った場合（第1項）

**Q3.2.1-a：（平成18年10月公表時Q&AのQ17）**

**市場調査のために発明品を試験的に販売した場合、特許法第30条第1項に規定される「試験」と認められますか？**

A3.2.1-a：.

認められません。

特許法第30条第1項にいう「試験」とは、発明の技術的効果を確認するための試験のみを意味すると解されるため、試験的に販売することは特許法第30条第1項に規定する「試験」とは認められません。

### 3.2.2 刊行物に発表した場合（第1項）

**Q3.2.2-a：（平成18年10月公表時Q&AのQ8）**

**新聞Xに自身の発明についての記事を掲載するよう依頼して実際に掲載された後、特許庁長官の指定する学術団体の研究集会で文書をもって発表した場合は、特許法第30条第1項の規定の適用を受けることができますか？**

A3.2.2-a：

受けることができます。

ただし、新聞掲載による公開とその後の研究集会での公開とは密接不可分の関係にあるとは認められないため、それぞれの公開について、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられるものであることが、「証明する書面」によって証明される必要があります。

**Q3.2.2-b：（平成18年10月公表時Q&AのQ16）**

**刊行物や学会発行の予稿集について、その発行所に証明書の発行を依頼する際に、出願人本人ではなく代理人が依頼をしたものでも認められますか？**

A3.2.2-b：

認められます。

証明書発行の依頼を誰が行ったかにかかわらず、適正な「証明する書面」が提出されていれば問題ありません。

**Q3.2.2-c：（平成18年10月公表時Q&AのQ18）**

**公開（特許）公報に掲載された発明は発明の新規性喪失の例外規定を受けることができますか？**

A3.2.2-c：

受けることができません。

出願に係る発明が公開（特許）公報に掲載されることは、出願に係る発明を発表しようという積極的な意思に基づいてなされるものとはいえないため、「刊行物に発表」したことに該当せず、特許法第 30 条第 1 項の適用は認められません。これは内国及び外国いずれの公開（特許）公報も同様の扱いです。

**Q3.2.2-d：（平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 19）**

**発明を刊行物に発表したことを証明したいのですが、刊行物中には発行日の記載がなく、刊行物のコピーによって証明することができません。どのように発行日を証明すればよいでしょうか？**

A3.2.2-d：

必ずしも刊行物のコピーで証明する必要はなく、例えば刊行物の発行日についての発行所による証明書を添付しても構いません。この場合、提出する「証明する書面」としては、例えば、出願人による書面 A、並びに発行所による発行日の証明書及び発行日以外の証明事項が記載された刊行物のコピーを書面 B として提出してください。

**Q3.2.2-e：（平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 20）**

**刊行物が、当該刊行物の奥付に記載された発行日より前に公衆に頒布されていた場合でも、刊行物の奥付に記載された発行日から 6 月以内に特許出願を行えば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？**

A3.2.2-e：

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、発明が新規性を喪失した日から 6 月以内に特許出願を行なうことが必要ですので、刊行物が公衆に頒布された日から 6 月以内に特許出願を行なってください。

**Q3.2.2-f：（平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 21）**

**発明を刊行物に発表した後、6 月以内に米国において特許出願を行ない、発表から 6 月経過後に当該米国特許出願を基礎とした優先権主張を伴って日本へ特許出願を行なった場合、「6 月以内にその者がした特許出願」と認められますか？**

A3.2.2-f：

認められません。

発表後 6 月以内に日本へ出願されない限り発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできません。

**Q3.2.2-g : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 2 2)**

**発明を刊行物に発表したが、公開者名が掲載されなかった場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？**

A3.2.2-g :

受けることができます。

特許法第 30 条第 1 項にいう「刊行物に発表」は、公開者名をも刊行物中で発表することを要しません。ただし、この場合には、刊行物に公開者名が記載されていないため、公開者が誰であるのかについては、刊行物の発行所による証明書が必要です。

**Q3.2.2-h : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 2 3)**

**新聞に掲載された発明は発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？**

A3.2.2-h :

場合によって受けることができます。

新聞は第 29 条第 1 項第 3 号でいう「刊行物」に該当します。したがって、特許を受ける権利を有する者が自ら書いた記事が新聞に掲載された場合、また特許を受ける権利を有する者が新聞社の記者に説明（非公開）して新聞に掲載するよう依頼した場合には、その旨が「証明する書面」によって証明されれば、いずれも発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。

一方、記者会見（公開）を開いて、その場で発表した発明が新聞等に掲載された場合には、当該記者会見が特許法第 30 条第 1 項から第 3 項に規定するいずれの公開にも該当しないため、当該規定の適用を受けることはできません。

**Q3.2.2-i : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 2 4)**

**自社製品についてカタログやパンフレットを不特定の者に頒布した場合は、発明の新規性喪失の例外規定を受けることができますか？**

A3.2.2-i :

受けることができます。

頒布されたカタログやパンフレットは一般に刊行物に該当します。したがって、刊行物による発表について必要とされる証明すべき事項が適正に証明されれば適用を受けることができます。

**Q3.2.2-j : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 2 5)**

**発明協会発行の公開技報に発明を発表したのですが、「刊行物に発表」したものと認められますか？**

A3.2.2-j :

公開技報による発表は「刊行物に発表」したものと認められます。

**Q3.2.2-k : (平成18年10月公表時Q&AのQ26)**

**XX雑誌社、YY雑誌社に別々に発明が記載された原稿を渡した後、それぞれの原稿が雑誌X、雑誌Yに掲載された場合には、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？**

A3.2.2-k :

受けることができます。

ただし、雑誌Xと雑誌Yの間には密接不可分の関係があるとは認められないため、それぞれの雑誌での発表について、「証明する書面」を提出することが必要です。

**Q3.2.2-l :**

**予稿集で発明の一部を公開後、学会発表では内容を追加して発明を公開したのですが、最先の公開である予稿集での公開についてだけ手続を行えば十分ですか？**

A3.2.2-l :

十分ではない可能性がありますので、それぞれ手続を行うことをお勧めします。

[Q2-a](#)にあるように、一の公開と密接不可分の関係にある他の公開については、両者とも発明の新規性喪失の例外規定の適用対象の公開である限りにおいて、最先の一の公開について「証明する書面」を提出すれば、他の公開については、「証明する書面」の提出を省略することができます。しかし、予稿集では公開されていない新たな発明が学会発表において追加公開されているのであれば、それらの公開は「一の公開と密接不可分の関係にある他の公開」とみなされない可能性があります。

**Q3.2.2-m :**

**論文を投稿したらその時点で新規性は喪失するのですか？論文が掲載される雑誌はまだ発行されていませんが、発明の新規性喪失の例外規定を受けた方が良いでしょうか？**

A3.2.2-m :

[Q2.1-b](#)にあるように、「発明が第29条第1項各号に該当するに至った」のでなければ、新規性は喪失していません。一般的に、論文を投稿した時点では、受け付けられても不特定人が見られる状態に置かれるものではありませんので、通常は、当該投稿により発明が公然知られたものとは認められず、発明の新規性喪失の例外規定を受ける必要はありません。

Q3.2.2-n :

ある発明について特許出願を考えていたのですが、発明を公開した刊行物の奥付に記載されている発行日から6月が経過してしまいました。しかしながら、発行所に確認したところ、実際に刊行物が発行された日は、奥付に記載されている発行日より後だったとのことです。現在、実際の発行日からであれば6月以内なのですが、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられるでしょうか？

A3.2.2-n :

受けることができます。

特許法第30条第1項に規定されるように、新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、刊行物に発明を公開した日から6月以内に特許出願を行えば良いので、書面Aには「刊行物が実際に発行された日」を記載してください。但し、刊行物奥付に記載されている発行日と実際の発行日が異なることとなりますので、実際の発行日を証明するために第三者（発行所）による証明書が必要になります。

なお、第三者による証明書の内容や形式については[Q3.1-i](#)をご参照ください。

### 3.2.3 電気通信回線を通じて発表した場合（第1項）

Q3.2.3-a : (平成18年10月公表時Q&AのQ27)

自社のホームページに発明を公開したのですが、この場合、公開した情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書とは誰の証明書を取得すればよいのでしょうか？

A3.2.3-a.

会社の代表取締役が望ましいといえますが、ホームページの掲載に対して責任を有する担当部署を代表する者でも構いません。

#### 証明書

別紙添付のホームページのプリントアウトは、平成18年7月9日に特許株式会社「インターネットアドレス「<http://www. . . . .>」にて掲載したものであることに相違ないことを証明致します。

平成19年1月4日

東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番地  
特許株式会社  
代表取締役社長  
特許 太郎 ㊞

公開した情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書の記載例

**Q3.2.3-b : (平成18年10月公表時Q & AのQ28)**

**電気通信回線を通じて発明を発表し、その後に刊行物に同内容の発明を発表した場合であって、両発表が「密接不可分」の関係にある場合には、後の発表である刊行物についての証明のみで十分ですか？**

A3.2.3-b :

不十分です。

例えば、出版社のホームページ上で論文が掲載され、その後にその出版社が発行する刊行物に同内容の論文が掲載された場合は、両公開は互いに密接不可分の関係にあるといえます。しかしながら、密接不可分の関係にあることに基づいて一方の公開の証明を省略しようとする場合には、最先の公開のほうを証明する必要があります。したがって、このケースの場合は、電気通信回線を通じて発表したことを証明した場合にのみ、その後の刊行物での発表の証明について省略が可能となります。なお、「密接不可分」の関係にある場合であっても、両方の公開についてそれぞれ証明を行うことを妨げるものではありません。

**Q3.2.3-c :**

**電気通信回線を通じて発表とはどのような場合をいうのでしょうか？予稿集がインターネットで発表されたことは、「電気通信回線を通じて発表」に該当するのでしょうか？**

A3.2.3-c :

第30条1項の「電気通信回線を通じて発表」とは、発明が第29条第1項3号でいう「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」とされることを意味します（[Q2.1-b](#)も参照）。この「電気通信回線を通じて公衆に利用可能」の意味については、特許・実用新案 審査基準第II部第5章冒頭の〈用語の解説〉をご参照ください。

[http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kiyun/kiyun2/pdf/tjkiyun\\_ii-5.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kiyun/kiyun2/pdf/tjkiyun_ii-5.pdf)

上記〈用語の解説〉に示されるように、インターネットでの公開は「電気通信回線を通じて発表」に該当します。

**Q3.2.3-d :**

**公開者とは、ホームページ掲載作業を行った者ですか？**

A3.2.3-d :

発明の公開者ですので、単に掲載作業を行っただけの者ではなく、例えばその発明をホームページに公表するための記事等を執筆した者を意味します。

**Q3.2.3-e :**

**ホームページに掲載される学術論文に発明を公開しましたが、論文全文には雑誌の会員しかアクセスできません。そのような場合、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けなくとも問題ないでしょうか？**

A3.2.3-e :

特許・実用新案審査基準第2部第5章「1.2出願前において、引用しようとする電子的技術情報が公衆に利用可能な情報であること」に記載されるように、ホームページ等へのアクセスにパスワードが必要であったり、アクセスが有料である場合でも、その情報がインターネット等に掲載されており、その情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができ、かつ、不特定の者がアクセス可能であれば、公衆に利用可能な情報であるといえます。

したがって、会員しかアクセスできない雑誌ホームページに公開された発明も、第29条第1項第3号に該当しますので、新規性喪失の例外規定の適用を受ける必要があります。

[http://www.jpo.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/pdf/tjki\\_jun\\_ii-5.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/pdf/tjki_jun_ii-5.pdf)

### 3.2.4 特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表した場合（第1項）

**Q3.2.4-a : (平成18年10月公表時Q&AのQ6)**

**特許庁長官の指定を受けた学術団体によって研究集会（学会）が開催されるに当たり、発明が記載された予稿集が学会発表に先立って発行され、その後に、学会において文書をもって発表した場合には、どのような証明書が必要ですか？**

A3.2.4-a :

予稿集に発表したことについて証明する書面を提出すれば十分です。

予稿集と学会発表は密接不可分の関係にあるといえますので、最先である予稿集での公開が証明されれば、学会での発表については証明が不要となります。

予稿集に発表したことは刊行物に発表したことに該当しますので、公開の事実の証明については、刊行物についての公開の事実を書面Aに記載するとともに、書面Bとして予稿集の表紙と奥付ページ、公開された発明のタイトルが記載された目次ページ（実際に当該発明に関する予稿が掲載されたページでも可）等のコピーを合わせて提出してください。同時に、特許を受ける権利の承継の事実についても書面Aに記載してください。そして書面Aと書面Bを「新規性の喪失の例外証明書提出書」に添付して特許庁へ提出してください。

**Q3.2.4-b : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 7)**

**研究集会での論文発表の後に、論文を図書館で閲覧公開することが学内で義務付けられている場合、図書館で閲覧公開したことについても「証明する書面」のによる証明が必要ですか？**

A3.2.4-b :

研究集会での発表についての証明がなされれば、図書館での閲覧公開についての証明は必要ではありません。

論文発表会での発表と論文が掲載された論文集を発行することは密接不可分の関係にあるといえますので、最先の公開である論文発表会での発表についてのみ「証明する書面」を提出すれば十分です。

**Q3.2.4-c : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 2 9)**

**特許庁長官が指定していない学術団体が発行する予稿集に発明が掲載され、その後にその学術団体が開催する学会で発表した場合、発明の新規性喪失の例外規定の適用が受けられますか？**

A3.2.4-c :

予稿集については刊行物ですのでそれを発行した者が特許庁長官の指定を受けているか否かにかかわらず、特許法第 30 条第 1 項の規定の適用を受けることができます。一方、学会での発表については、学術団体が特許庁長官の指定を受けていないため、たとえ予稿集の発行と密接不可分の関係であったとしても特許法第 30 条第 1 項の規定の適用を受けることができません。

**Q3.2.4-d : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 3 0)**

**指定学術団体の研究集会において文書をもって発明を発表し、発表後に発表内容を知らない第三者が発明と同じ内容を特許出願し、その後に発表者が遅れて特許出願した場合でも、特許法第 30 条第 1 項の適用を受ければ、発表者の出願は第三者の出願により拒絶されることはないのですか？**

A3.2.4-d :

拒絶されます。

特許法第 30 条第 1 項の規定の適用を受けても、出願日がさかのぼることはないので、第三者がした先の出願が出願公開されれば特許法第 29 条の 2 の規定により拒絶されます。確実に権利を確保するためには、できるだけ早く出願することが望ましいといえます。

**Q3.2.4-e : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 3 1)**

**指定学術団体の研究集会において文書をもって発表した後、発表した発明について外国に特許出願した場合でも、外国で特許を取得できますか？**

A3.2.4-e :

出願国ごとの法律によります。

特許法第30条第1項の規定はあくまで日本への出願に対する規定にすぎず、発明の新規性喪失の例外規定を有するか否か、また有していたとしてもその適用要件等については国によって規定が異なります。

**Q3.2.4-f : (平成18年10月公表時Q & AのQ32)**

**大学の学科、学部又は大学院等で行なわれた学士論文・修士論文・博士論文の発表会において発明を発表した場合は、当該大学が特許庁長官の指定を受けた学術団体であれば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？**

A3.2.4-f :

条件付きで受けることができます。

「特許庁長官が指定する学術団体」はあくまで大学であって、学部、学科又は大学院ではありません。したがって、学士論文・修士論文・博士論文の発表会が当該大学によって開催（又は共催）されたことが証明されれば、特許法第30条第1項の規定の適用を受けることができます。

**Q3.2.4-g : (平成18年10月公表時Q & AのQ33)**

**学術団体や博覧会が特許庁長官の指定を受けるためには、どのような手続が必要ですか？**

A3.2.4-g :

特許法第30条第1項の規定による指定を受けようとする学術団体は、様式第24により作成した申請書を特許庁長官に提出してください。（特施規第19条）

特許法第30条第3項の規定による指定を受けようとする博覧会の開設者は、様式第25により作成した申請書を当該博覧会が開設される日前1月までに特許庁長官に提出してください。（特施規第22条の2）

**Q3.2.4-h : (平成18年10月公表時Q & AのQ34)**

**指定学術団体が開催する研究集会にて発表した発明をさらに改良した発明について、特許を受ける権利を有する者が、当該発表の日から6月以内に特許法第30条の規定の適用を申請して特許出願を行なった場合、発表した発明を引用例として進歩性が否定されることはありますか？**

A3.2.4-h :

特許法第30条第4項の規定のとおり手続がなされれば、発表した発明を引用例として進歩性を否定されることはありません（平成12年1月1日以降の出願に対して適用）。

また、研究集会での発表のみならず、試験、刊行物、電気通信回線又は博覧会での公開

についても同様です。

**Q3.2.4-i : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 3 5)**

**特許庁長官の指定を受けている学術団体や博覧会を知りたいのですが、どうすればわかりますか？**

A3.2.4-i :

特許庁HPに掲載されていますので、ご確認ください。

学術団体：[http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/30jyou/h23g\\_dantai.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/30jyou/h23g_dantai.htm)

博覧会：[http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/30jyou/h23\\_30exposi.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/30jyou/h23_30exposi.htm)

**Q3.2.4-j : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 3 6)**

**特許庁長官が指定する学術団体の指定の効力はいつの時点から発生しますか？**

A3.2.4-j :

指定のあった日から、特許庁長官の指定の効力が発生します。

**Q3.2.4-k : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 3 7)**

**学術団体が開催する研究集会で発表した後に、当該学術団体が特許庁長官の指定を受けた場合、発明の新規性喪失の例外規定の適用が受けられますか？**

A3.2.4-k :

受けられません。

特許法第 30 条第 1 項の規定の適用を受けるためには、研究集会で発表するより前にその開催者である学術団体が特許庁長官の指定を受けている必要があります。

**Q3.2.4-l : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 3 8)**

**大学が特許庁長官の指定を受けた学術団体である場合、大学の構内で行なわれたシンポジウムは特許法第 30 条第 1 項に規定の「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会」に該当しますか？**

A3.2.4-l :

シンポジウムが大学によって開催された研究集会であることが証明されることが必要です。単に構内で開催されているというだけでは、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会」に該当するとはいえません。

**Q3.2.4-m : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 3 9)**

**研究集会の開催者による証明を受ける必要がある場合に、当該研究集会が二以上の者による共催となっているときには、その共催者全員による証明書を必要とするのでしょうか？**

A3.2.4-m :

共催者の中で特許庁長官の指定を受けた学術団体の中のいずれか一者による証明がなされれば十分です。

**Q3.2.4-n : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 4 0)**

**特許庁長官の指定を受けている大学による証明を受ける必要がある場合に、大学の代表者（学長、総長等）による証明書に代えて、学部長による証明書でも認められますか？**

A3.2.4-n :

条件付きで認められます。

原則として大学の代表者が作成する必要がありますが、代表者から権限が明確に移譲されている者（学部長等）が作成したものであっても構いません。ただし、この場合、権限委譲を証明することが必要です。代表者からの権限委譲は、「権限委譲届出書」を特許庁に予め届け出ることによって証明してもよいですし、特許法第 30 条第 4 項に規定される「証明する書面」と同時に提出しても構いません。

**Q3.2.4-o : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 4 1)**

**特許庁長官の指定を受けた大学が開催する研究集会において、発明の内容を展示により公開し（実験機の公開など）、展示品の内容について文書をもって発表した場合には、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？**

A3.2.4-o :

受けることができます。

展示品の内容のうち、「文書をもって発表」された部分については特許法第 30 条第 1 項の規定の適用を受けることができます。なお、文書をもってせずに、口頭のみで発表した場合には当該規定の適用を受けることはできません。

**Q3.2.4-p : (平成 18 年 10 月公表時 Q & A の Q 4 2)**

**大学が開催するオープンキャンパスや学園祭は特許法第 30 条第 1 項に規定される「研究集会」に該当するのですか？**

A3.2.4-p :

集会の実体によって判断されます。

オープンキャンパスや学園祭などの一般人を対象とした催しが「研究集会」に該当するかどうかは、集会の実体（＝研究発表を主目的、又は重要な目的の一つとした会合であるか）によって判断されます。

**Q3.2.4-q :**

**学術団体から送付された電子メールは、「第三者による証明書」として認められますか？**

A3.2.4-q :

通常、電子メールの内容は改変が容易であり、証明書としては不十分です。

**Q3.2.4-r :**

**異なる学会での発表であっても、一定範囲の同時期に開催されたものであって、かつ、その発表内容が同一のものについては、最先の公開について書面を提出すれば、「密接不可分」であるとして他の公開については提出を省略できますか？**

A3.2.4-r :

同時期に異なる学会での発表が複数回行われたとしても、それぞれの学会に発表するか否かは特許を受ける権利を有する者自身の意思によって個別に律することができますので、そのようなケースが密接不可分の関係にあるとはいえません。

したがって、それぞれの学会での公開について、新規性喪失の例外規定の適用の手続きを行ってください。

**Q3.2.4-s :**

**公開者が指定学術団体のメンバーでなければならないのでしょうか？**

A3.2.4-s :

第30条第1項には「特許を受ける権利を有する者が…特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより…」と記載されるのみですので、公開者が指定学術団体のメンバーである必要はありません。

**Q3.2.4-t :**

**ある学会が特許庁長官の指定を受けた学術団体なのですが、その学会の分会や分科会主催（共催）の研究集会での発明の発表についても、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？**

A3.2.4-t :

分会や分科会自体が「特許庁長官が指定する学術団体」でない場合、特許法第30条第1項の規定の適用を受けることはできません。「特許庁長官が指定する学術団体」である学会が当該研究集会を開催（共催）したことが証明されれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます

**Q3.2.4-u :**

**一つの学会や博覧会の開催が数日にわたる場合、「証明する書面」の公開日はどのように記載すればよいのでしょうか？**

A3.2.4-u :

実際に発明を公開した日付を記載してください。括弧書きで開催期間を追記しても問題

ありません。

3.2.5 政府等が開設する博覧会、政府等以外の者が開設する博覧会であって特許庁長官が指定するもの、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であって特許庁長官が指定するものに出品した場合（第3項）

（Q&Aはありません）

### 3.3 書面A『特許を受ける権利の承継の事実』欄の記載要領 ー要件3ー

**Q3.3-a :**

**発明者自身が発明を公開し、その後出願を行いました、姓が変わっている場合は問題ないでしょうか？**

A3.3-a :

姓が変わっているが同一人である旨を事実即して記載してください。

#### 3.3.1 特許を受ける権利の承継について (⑤) の記載要領

**Q3.3.1-a :**

**職務発明であって、発明者が従業員である会社が出願人である場合も、特許を受ける権利の承継の事実を記載する必要がありますか？**

A3.3.1-a :

職務発明であっても、その旨を権利の承継の事実として記載してください。

特に、従業員（従業者等）と会社（使用者等）の間には、いわゆる予約承継（特許法第35条2項）の契約により、特許を受ける権利が発明の直後に使用者に譲渡される場合があります。このような場合について、手引きの記載例7の⑤には、大学の研究者（従業者等）と大学（使用者等）との間に予約承継の契約がなされている場合の例があり、従業員と会社の関係についても、同様に記載することができます。

**Q3.3.1-b :**

**手引きの【例1】～【例4】のように記載できないのですが、これらのように記載しなければ新規性喪失の例外規定の適用は認められないのでしょうか？**

A3.3.1-b :

【例1】～【例4】は記載の一例にすぎませんので、特許を受ける権利の承継の事実について、事実即して記載すれば問題ありません。

### 3.3.2 特許を受ける権利を有する者と公開者の関係について (⑥) の記載要領

**Q3.3.2-a :**

**「単なる実験協力者」のように、手引きの例の通りの関係ではないのですが、どのような関係であれば認められるのでしょうか？**

A3.3.2-a :

「単なる実験協力者」は関係の一例にすぎず、他の関係であっても、特許を受ける権利を有する者が主体的に発表したと社会通念上認められるような関係であれば問題ありません。しかしながら、具体的にどのような関係であれば認められるかは事例毎に異なりますので一概に回答できるものではありません。

**Q3.3.2-b :**

**ある機関から依頼された研究の結果を特許出願しようと考えております。研究結果を当該機関に提出した後、当該機関名で報告書が公開されるのですが、このような報告書の公開について、新規性喪失の例外規定の適用は認められるのでしょうか？**

A3.3.2-b :

当該機関名の報告書の公開について、特許を受ける権利を有する者が主体的に公開したと同視し得るか否かに依ります。発明の新規性喪失の例外規定の適用が認められる典型例としては、例えば、公開時の権利者（全員）の意思に基づき依頼を受けた者や代表者が公開を行った場合などが挙げられるものの、その他の場合については、審査官による実体審査において、証明書の記載内容等を踏まえて総合的に判断されることとなりますので、一概に回答することはできません。

#### 4. その他の留意事項

##### 4.1 「証明する書面」が外国語で書かれている場合

###### Q4.1-a :

**翻訳文の提出期限はあるのですか？**

A4.1-a :

出願日から 30 日以内に、様式第 34 の新規性の喪失の例外証明書提出書に添付して提出する「証明する書面」とともに提出してください。[Q3.1-f](#) もご参照ください。

##### 4.2 発明が意に反して第 29 条第 1 項各号の一に該当する発明に至った場合（第 30 条第 2 項）

###### Q4.2-a :

**意に反して公知にされたという事情を出願前に知っていますが、第 30 条第 2 項の適用を受けるためには、第 30 条適用にあたって何ら手続をすることなく出願しても問題ないでしょうか？**

A4.2-a :

意に反して新規性を喪失した日から 6 月以内に特許出願が行われていれば問題ありません。特許出願の際の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び特許出願から 30 日以内の「証明する書面」の提出は必要ありませんので、意に反して公知にされた旨は意見書や上申書において説明してください。

##### 4.3 優先権主張を伴う出願の場合

###### Q4.3-a :

**国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願が第 30 条の規定の適用を受けているとき、当該国内優先権主張を伴う出願は、新規性を喪失した時点から 6 月以内でなくとも、先の出願から 1 年以内に特許出願すれば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができるのでしょうか？**

A4.3-a :

受けることができます（特許法第 41 条第 2 項）。

なお、第 30 条第 4 項に規定された第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面については、先の出願時に提出していても、国内優先権主張を伴う後の出願を行う際に、あらためて提出する必要があります。一方、同項に規定された「証明する書

面」については、先の出願において提出されていて内容に変更がないものについては、後の出願時にその旨を願書に表示して、提出を省略することができます

パリ条約による優先権主張を伴う出願については「手引き」4.3をご参照ください。

**Q4.3-b :**

**国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願で第1項又は第3項の規定の適用を申請していたとき、この国内優先権主張を伴う後の出願の発明者が先の出願の発明者より増えている場合、先の出願で提出した「証明する書面」を援用することができるのでしょうか？**

**A4.3-b :**

援用することができます。

国内優先権主張を伴う出願をする場合において、先の出願について第1項又は第3項の規定の適用の申請がされているときは、発明者が先の出願より増えている場合、先の出願について提出した第4項に規定の「証明する書面」を援用することは可能です。これは、日本への出願を優先基礎としてPCT出願を行い、当該PCT出願を日本に国内移行する場合であって、先の本国への出願が第1項又は第3項の規定の適用を申請しているときでも同様です。

ただし、先の出願について提出した「証明する書面」を援用するには、(1)先の出願について提出した「証明する書面」から内容に変更がないこと、及び、(2)この「証明する書面」を援用する旨を後の出願の願書(PCT出願を日本に国内移行する場合にあつては、新規性喪失の例外適用申請書(特許法施行規則様式第54の2))に表示することが必要となります。

**Q4.3-c :**

**国内優先権の主張を伴う後の出願をする場合において、先の出願時に第30条第4項の手続をしていないにもかかわらず、後の出願時に第30条第4項の手続をしたときはどのように扱われるのでしょうか？**

**A4.3-c :**

新規性を喪失した日から6ヶ月以内に後の出願をする場合は、後の出願時に第30条第1項又は第3項の規定の手続を行えば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。これに対し、新規性を喪失した日から6ヶ月経過後に後の出願をする場合は、新規性喪失の例外の適用を受けることはできません。

#### 4.4 分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願の場合

(Q&Aはありません)

#### 4.5 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の場合

##### **Q4.5-a :**

**新規性喪失の日から6月以内に、新規性喪失の例外規定の適用を申請して日本の出願(出願A)を行いました。その後、出願Aを優先基礎としてPCT出願(出願B)を行い、出願Bを日本に国内移行しました。指定国としての日本において出願Bについて新規性喪失の例外の適用はありますか？**

##### A4.5-a :

指定国としての日本において、出願Bの出願Aに対する優先権は、国内優先権として扱われます。したがって、[Q4.3-a](#)と同様に、出願Bについて新規性喪失の例外を適用することは可能です。この場合、出願Bのように、PCT出願を国内移行した案件については、国内処理基準時(※)の属する日後30日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び「証明する書面」を提出することが必要です(特許法184条の14)。

(※) 国内書面提出期間が満了する時(国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時)

##### **Q4.5-b :**

**国際段階において「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」を行っておらず、その後、日本に国内移行しました。そのような場合、新規性喪失の例外規定の適用は受けられないのでしょうか？**

##### A4.5-b :

国内処理基準時の属する日後30日以内に必要な書面を提出すれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。

なお、指定国としての日本を対象としてなされている場合に、「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」があることによって、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の省略が可能です。

#### 4.6 実用新案登録出願における考案の新規性喪失の例外規定

(Q&Aはありません)

#### 4.7 第4項に規定された「証明する書面」の考え方

Q4.7-a :

発明を刊行物に発表したので、その後の特許出願の手続において新規性の喪失の例外規定の適用を受けるために、「証明する書面」として刊行物のコピーのみを提出しました。しかしながら、出願日から30日経過後に、公開者が発明者や出願人と一部相違していることに気づきました。このような場合、「手引き」に記載されている書面Aを提出して「特許を受ける権利を有する者と公開者との関係」等を説明すれば、発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A4.7-a :

書面Aは「証明する書面」の一部として提出するものですので、出願日から30日経過後にそのような書面を提出することはできません（[Q2.3-b](#) 参照）。また、出願日から30日経過後に上申書等で、特許を受ける権利を有する者と公開者との関係を単に説明するだけでは、発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けることができません。

しかしながら、公開者が発明者や出願人と一部相違している場合であれば、関係者全員による宣誓書等の「両者の関係について納得できる説明をした書面」を提出することによって、発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けることができます。なお、出願日から30日を過ぎて「両者の関係について納得できる説明をした書面」のような補足説明書を提出する場合には、上申書にその書面を添付してください。